

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 478

平成20年 7月 28日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F P

税務会計

偽造・紛失防止と実行の確実性
年7~10%で件数拡大の遺言信託

某信託銀行の遺言信託業務を請け負うPRには「遺心伝心」と以心伝心をもじって“安心を遺す”と謳っている。遺言信託は信託銀行が遺言の相談、公正証書遺言作成の支援、保管、執行まで一括して請け負うサービス業務である。特に相続人ごとに特定の財産を自分の意思で指定し相続させたい、事業や代々引き継がれてきた財産を守るために後継者に承継させたい、教育・福祉・芸術など社会に役立てたい、などといったケースで利用されている。

信託協会の08年3月時点での調査によると、信託銀行などに委託した件数は約1万2,000件で1年前の7%増。最近は高齢化の進展で年7~10%増と拡大している。信託銀行に一定の手数料や保管料を支払ってまでも委託するのは、個人作成の場合に書式の不備、偽造や紛失などで無効やトラブルを懸念するためといわれる。弁護士など専門家に依頼するケースでは、その専門家が先に逝く場合もありうる。その点、金融機関は利害関係のない法人なので、自らの遺志を明確に反映させ、確実に実現できる執行機関であると言える。

費用がかかる法人委託、1人で秘密裏にできる個人作成、ともに長短はあるものの、骨肉の争いを避け円滑に遺産相続するには一定の費用負担はやむなし、との認識が広まっているようだ。総費用は各金融機関平均で150-300万円となっている。

4割弱の企業が全て税理士に委託
会計ソフトも過半の企業が未利用

4割弱の中小企業が、経理財務に関する事務を税理士など会計専門家に全て委託していることが、中小企業庁が新日本監査法人に委託して2月後半に実施した「2007年度中小企業の会計に関する実態調査」で分かった。

調査結果(有効回答数4,569社)によると、経理財務に関する事務は、「仕訳伝票を会計専門家に渡し、外注」という回答が38.5%と最も多かった。会計専門家は「税理士」が79.8%、「公認会計士」が17.2%。

次いで「総勘定元帳作成まで社内、財務諸表と税務申告は会計専門家に外注」が26.7%、「財務諸表の作成まで一貫して社内、税務申告は外注」が25.6%、「財務諸表の作成、税務申告まで一貫して社内」は6.0%だった。

会計専門家への年間支払報酬は、「50万円以上100万円未満」が45.0%、「50万円未満」が32.5%、「100万円以上200万円未満」が14.4%となっており、100万円未満が全体の77.5%を占めている。会計ソフトの利用状況については、53.4%と過半の企業が「決算書は会計事務所が作成しているので、自社では利用していない」と回答してもっとも多く、次いで「決算書を社内で作成し、作成にあたっては市販ソフトを利用」が24.7%の企業だった。一方、決算書の作成について、財務管理上、期中の締め頻度は、「毎月締めを行っている」が59.3%、「1年に1度締めを行っている」が25.7%となっている。

今週のキーワード

遺言信託
(業務の流れ)

1.遺言の相談。2.遺言書の作成(公証役場で公正証書遺言作成。金融機関を遺言執行者に指定)。3.相談者が遺言書の保管約定書提出(遺言書の正本・謄本各1通預かる)。4.遺言の内容等、変更の有無を定期的に照会。5.逝去の通知(前もって指定された通知人が死亡通知を行う)。6.遺言執行者の就職通知(相続人及び受遺者<遺言によって財産を受けの人>に遺言執行者に就職する通知)。7.財産目録作成・報告。8.遺言の執行(遺産分配)。9.遺言執行完了の報告書作成・報告、完了。

配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください。